

えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務

仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、えびの市が発注する「えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 業務の目的

本市では、昭和 47 年に総合計画を策定して以来、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、計画を改訂し、豊かな自然と先人達が培ってきた歴史・文化・伝統を大切にしながらまちづくりを進めてきており、令和 4 年度を初年度とする「第 6 次えびの市総合計画」では、「えがおが交わり続けるまち～霧島山のめぐみめぐるえびの～」を将来像に掲げ、南九州の交流拠点都市を目指し、これまで各種施策を実施してきたところである。

この第 6 次えびの市総合計画と併せて令和 4 年に改訂した「えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 4 年改訂版）（以下、「人口ビジョン」という。）」では、市の人口推計を 2030 年で 15,695 人、2040 年で 12,525 人、2050 年で 9,740 人、2060 年で 7,629 人としているが、2025 年 3 月 1 日現在において、人口が 15,750 人であることから、過疎化、少子・高齢化による人口減少は、人口ビジョンの人口推計よりも早いスピードで進んでいる。

人口ビジョンを策定した当時と比較すると、社会・経済情勢など、各方面において様々な変化が見られるいま、本市が将来にわたって持続可能な発展を実現していくために、本市の現状を的確に把握し、将来展望を策定する必要があることから、第 6 次えびの市総合計画後期基本計画の策定に併せて、えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定（改訂）を行うものである。

3 基本条件

(1) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 10 日までとする。

(2) 業務計画

本業務については以下の業務計画（案）により進めるものとするが、詳細について

は、えびの市と受託者で協議し、契約締結前に決定するものとする。

Ⅰ 業務計画（案）

	項目	
	えびの市	受託者
5月（下期）	契約、協議	
6月（上期）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査 ・ 市民ワークショップ ・ 市職員意識調査 ・ 子育て世代意識調査 ・ 高校生意識調査 ・ 関係団体意識調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画準備 ・ 人口動向分析
6月（下期）		
7月（上期）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来人口の推計と分析
7月（下期）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各意識調査等の結果分析
8月（上期）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題等の分析考察 ・ 目指すべき将来の方向 ・ 人口の将来展望
8月（下期）		
9月（上期）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市への提案、協議
9月（下期）		
10月（上期）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品の納品

4 業務内容

えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定のため、次の支援業務を想定しているが、えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定業務を充実させ、また、効果的に実施するための提案も可能とする。

受託者との提案内容に基づきえびの市と受託者で協議し、契約締結前に決定する。

- 1 業務計画
- 2 資料収集・整理
- 3 人口動向分析
- 4 将来人口の推計と分析
- 5 人口の変化が将来に与える影響の分析考察
- 6 市が実施する各意識調査等の分析
- 7 目指すべき将来の方向
- 8 人口の将来展望
- 9 人口ビジョンとりまとめ
- 10 打ち合わせ

5 成果品

成果品については、電子データ一式（修正可能な電子データ及びPDFデータ）とし、電子記録媒体に保存したうえで提出すること

- (1) 報告書
- (2) その他本業務により収集・作成した関係資料（一式）

6 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、えびの市が自由に使えるものとする。市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。また、成果品については、えびの市が策定する「第6次えびの市総合計画後期基本計画」において使用・掲載できるものとする。

7 成果品の納品

納品場所：本業務の成果品の納入先は、えびの市企画課とする。

納品期限：令和7年10月10日まで

8 その他

- (1) 受託者は、本業務に必要な関係資料の貸与をえびの市に申し出ることができる。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、えびの市と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。